写

２８消安第１６２６号
平成２８年６月２９日

都道府県畜産主務部長　殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における豚コレラの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

豚コレラに係る防疫対策については、これまで、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年６月26日農林水産大臣公表。以下「豚コレラ防疫指針」という。）により飼養衛生管理基準の遵守並びに早期通報に係る豚及びいのししの所有者への指導の徹底等をお願いしてきたところです。

このような状況の中、韓国家畜衛生当局より、昨日（６月28日）、韓国済州島で豚コレラの発生が確認された旨情報提供がありました。本情報は、昨年９月に取り交わされた日中韓における越境性動物疾病への対応に関する協力覚書に基づく、迅速な情報提供によるものです。韓国における本病の発生については、2013年11月28日の発生以降、約３年ぶりとなりますが、済州島においては約18年ぶりの本病発生事例となります。

我が国においては、平成４年の最終発生を確認後、平成19年４月に本病の清浄化を達成し、平成27年５月にはOIEより豚コレラ清浄国の認定を受けていますが、これから夏季休暇の時期を迎え、人・物の移動が盛んになることに伴い、我が国への本病ウイルスの侵入リスクが高まることが危惧されます。

そのため、動物検疫所では日頃から旅行客を対象とした空海港における手荷物への検疫等を実施しているところですが、今回の発生を受け、改めて関係機関との連携を確認し、航空機・フェリー等に対する検疫の強化等、水際対策を強化しているところです。

都道府県におかれては、豚コレラ防疫指針に基づく病性鑑定材料を用いた調査及び抗体保有状況調査が適切に実施されるよう検査体制の再確認等、本病の発生予防措置の徹底及び監視体制の強化を図るようお願いいたします。併せて、畜産農家に対しては、飼養衛生管理基準に基づき、処理済みの飼料について、加熱その他の適切な処理が行われたものを用いるよう、改めて指導を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、今後も海外における豚コレラ等家畜伝染病の発生状況等の必要な情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、防疫体制の更なる充実のために、御活用下さい。

＜農林水産省ホームページ：豚コレラに関する情報＞
ＵＲＬ：http://www. maff. go. jp/j/syouan/douei/csf/index. html